

北海道アルコール健康障害対策推進計画見直しに係る基本的な考え方

1 計画の目的

本道の実情に即したアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向を定め、道民の健康を保護し、「安心して暮らすことのできる社会」の実現を目指す。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 計画の位置づけ

アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）第十四条に定める都道府県計画として位置づける。

4 計画の策定体制

保健・医療・福祉や教育、当事者団体、関係事業者等からなる「北海道アルコール健康障害対策推進会議」及び必要に応じて具体的な施策や連携体制等について検討する「計画部会」において協議

5 道民等の意見の反映

パブリックコメントを実施

6 計画策定のポイント

- ①国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」を踏まえた対策の推進
- ②本道の実情に即した対策の推進
 - ○本道では、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている者や、妊娠中で飲酒をしている者等の割合が増加していることから、不適切な飲酒やアルコール健康障害の正しい理解に向けた普及啓発等について、より一層の取組が必要
 - アルコール依存症が疑われる者を適切な医療に結びつけるため、かかりつけ医等と、精神科医療機関との連携体制の構築に向けて、より一層の取組が必要。

7 北海道のアルコール健康障害の現状

別添資料のとおり

8 計画推進のための基本的事項

計画の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生、進行及び再発の各段階に応じた適切な防止対策の実施と当事者・家族の円滑な日常生活及び社会生活への支援 ○ 飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
計画の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい知識の普及や不適切な飲酒を防止する社会づくり ○ 誰もが相談できる相談窓口と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり ○ 医療における質の向上と連携の促進 ○ アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ○ アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制整備 ○ アルコール健康障害対策の基盤整備
施策	施 策
	(1) 教育、広報等による普及啓発の推進
	(2) 不適切な飲酒の誘因の防止
	(3) 健康診断及び保健指導
	(4) 医療の充実等
	(5) 飲酒運転をした者に対する指導等
	(6) 相談支援
	(7) 社会復帰への支援
	(8) 民間団体の活動に対する支援
	(9) 連携協力体制の構築
(10) 人材の確保	
目標値を設定する主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者、飲酒経験のある未成年者、飲酒している妊婦の割合 ・アルコール健康障害に関する相談件数 ・専門医療機関及び治療拠点機関の選定
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・重点目標の進捗状況を確認し、アルコール健康障害対策の効果を評価 ・「北海道アルコール健康障害対策推進会議（計画部会）」の意見を聴き、必要がある場合は計画を見直し

9 策定スケジュール

9月 第3回計画部会（計画素案）	1月 第2回推進会議（計画案）
10月 第1回推進会議（計画素案）	2月 委員会報告（計画案）
11月 委員会報告（計画素案）	3月 次期計画策定
12月 パブリックコメント	